

第26号議案

加東市老人及び心身障害者福祉施設ラポートやしろ条例の一部を改正する条例制定の件

加東市老人及び心身障害者福祉施設ラポートやしろ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市老人及び心身障害者福祉施設ラポートやしろ条例の一部を改正する条例

加東市老人及び心身障害者福祉施設ラポートやしろ条例（平成18年加東市条例第117号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (3) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
- (4) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分に下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。

改 正 前	改 正 後
加東市老人及び心身障害者福祉施設ラポートやしろ条例	加東市福祉施設ラポートやしろ条例

(設置)

第1条 老人及び心身障害者の福祉向上を図るため、加東市老人及び心身障害者福祉施設レポートやしろ（以下「施設」という。）を設置する。

(業務)

第3条 施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター事業
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による通所介護
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が障害者及び高齢者等の日常生活支援で必要と認めた業務

(利用の許可)

第7条 施設を利用できる者は、介護保険法第7条第3項及び第4項、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者（18歳以上である者に限る。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に該当する者とする。

2 前項に該当する者以外の者が施設を利用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

[新設]

(設置)

第1条 障害者、高齢者及び児童（以下「障害者等」という。）が日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行うことにより福祉向上を図るとともに、障害者等が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、加東市福祉施設レポートやしろ（以下「施設」という。）を設置する。

(業務)

第3条 施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 障害者等の日常生活支援に関すること。
- (2) 障害者等の各種相談に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が第1条の目的を達成するために必要と認めた業務

(使用の許可)

第7条 施設を使用できる者は、第3条の業務を行う者とする。

2 前項に規定する者が施設を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可

<p>(<u>利用料</u>)</p> <p><u>第8条 施設を利用しようとする者は、規則で定める利用料を負担しなければならない。</u></p> <p>(<u>利用料の減免</u>)</p> <p><u>第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(<u>利用許可の取消し</u>)</p> <p><u>第10条 市長は、施設の管理上支障があると認めるときは、第7条の許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(<u>原状回復の義務等</u>)</p> <p><u>第11条 施設を利用する者は、その責めに帰すべき理由により施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。</u></p> <p>(<u>指定管理者による管理</u>)</p> <p><u>第12条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>第8条に規定する利用料（指定管理者に行わせる業務に限る。）の納入に関する業務</u></p> <p>(4) [略]</p>	<p><u>に条件を付すことができる。</u></p> <p>(<u>使用料</u>)</p> <p><u>第8条 施設の使用料は、無料とする。</u></p> <p>[削る]</p> <p>(<u>使用許可の取消し</u>)</p> <p><u>第9条 市長は、施設の管理上支障があると認めるときは、第7条第2項の許可を取り消し、又は停止することができる。</u></p> <p>(<u>原状回復の義務等</u>)</p> <p><u>第10条 施設を使用する者は、その責めに帰すべき理由により施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。</u></p> <p>(<u>指定管理者による管理</u>)</p> <p><u>第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[削る]</p> <p>(3) [略]</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>2 <u>市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、第8条に規定する利用料（指定管理者に行わせる業務に限る。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第13条 〔略〕</p>	<p>2 <u>前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第5条から第7条まで及び第9条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第12条 〔略〕</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第26号議案 要旨

加東市老人及び心身障害者福祉施設ラポートやしろ条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市老人及び心身障害者福祉施設ラポートやしろ（以下「施設」という。）は、旧社町が民間に先駆けて高齢者の福祉サービスの向上を図るため、主要業務として高齢者の通所介護事業を実施する施設として設置したが、市及び近隣市町の現状において、民間事業所による通所介護を含めた複合的な高齢者の介護サービスを提供できる体制が整ったことから、市が当該事業を行う役割が終了したとして、施設における通所介護事業を廃止する。また、設置目的である福祉の向上を図るため、時代や地域のニーズに柔軟に対応した障害者、高齢者及び児童（以下「障害者等」という。）の日常生活支援を行う福祉施設として、施設で実施することができる業務を拡充するものである。

2 改正内容

- (1) 施設を設置する目的に、障害者等の日常生活又は社会生活の支援を加えること。（第1条関係）
- (2) 施設で行う業務を広義の内容に改め、施設の名称を設置目的及び業務内容に即した名称に改めること。（題名及び第3条関係）
- (3) 施設を使用できる者の規定を改めること。（第7条～第11条関係）
- (4) 所要の文言整理を行うこと。（第7条、第9条及び第11条関係）

3 施行期日 令和7年4月1日

第 26 号議案 説明資料

加東市老人及び心身障害者福祉施設レポートやしろ規則の一部を改正する規則（案）

加東市老人及び心身障害者福祉施設レポートやしろ規則（平成 18 年加東市規則第 76 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (3) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
- (4) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分に下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。
- (5) 改正前の欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 前	改 正 後
加東市老人及び心身障害者福祉施設レポートやしろ規則 (趣旨)	加東市福祉施設レポートやしろ規則 (趣旨)
第 1 条 この規則は、加東市老人及び心身障害者福祉施設レポートやしろ条例（平成 18 年加東市条例第 117 号。以下「条例」という。） <u>第 13 条</u> の規定により、加東市老人及び心身障害者福祉施設レポートやしろ（以下「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。	第 1 条 この規則は、加東市福祉施設レポートやしろ条例（平成 18 年加東市条例第 117 号。以下「条例」という。） <u>第 12 条</u> の規定により、加東市福祉施設レポートやしろ（以下「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。
(利用許可の申請)	(使用許可の申請)
第 4 条 条例第 7 条第 2 項の許可を受けようとする者は、 <u>利用しようとする内容により</u> 、市長に申請しなければならない。 <u>ただ</u>	第 4 条 条例第 7 条第 2 項の許可を受けようとする者 <u>(以下「申請者」という。)</u> は、市長に申請しなければならない。

し、地域包括支援センター事業を利用する場合にあっては、職員にその旨を申し出ることをもって足りる。

(利用許可の基準)

第5条 市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認められるときは、当該利用を許可しないものとする。

(1)～(4) [略]

(決定及び通知)

第6条 市長は、第4条の申請書を受理したときは、速やかに実態を調査し、利用の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(利用料)

第7条 条例第8条の利用料は、次のとおりとする。ただし、介護予防・日常生活支援総合事業に要する利用料は、別に定める。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める額から、同号及び同法第42条第3項に規定する額（介護保険法第49条の2に規定する場合にあっては、同条の規定により読み替えて適用される同法第41条第4項第1号及び第42条第3項に規定する額）を控除して得た額

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第3項第2号に掲げる額

2 前項に定めるもののほか、必要な利用料については、別表に定

(使用許可の基準)

第5条 市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認められるときは、当該使用を許可しないものとする。

(1)～(4) [略]

(決定及び通知)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、速やかに実態を調査し、使用の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

[削る]

める。

3 利用料は、利用月ごとに納付しなければならない。ただし、利用者の都合により利用の都度納付することができる。

(特別の理由)

第8条 条例第9条の特別な理由は、次のとおりとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定の適用を受けている者

(2) 当該年度市民税非課税世帯の者

(減失及び損傷の届)

第9条 施設を利用中に施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届けなければならない。

[新設]

(その他)

第10条 [略]

別表 (第7条関係)

種類		金額
食材料費（おやつを含む。）		610円
施設使用料		500円
入浴料	一般浴	200円
	一般介助浴	400円

[削る]

(減失及び損傷の届)

第7条 施設を使用中に施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届けなければならない。

(指定管理者に管理させる場合の取扱い)

第8条 指定管理者に条例第11条第1項の規定による業務を行わせる場合にあっては、本則中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第9条 [略]

[削る]

	特殊浴	710円	
おむつ		実費	

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。